

(第87回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第87期報告書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

不二製油株式会社

《目 次》

事	業	報	告											
連	結	貸	借	対	照	表								
連	結	損	益	計	算	書								
連	結	株	主	資	本	等	変	動	計	算	書			
連	結	注	記	表										
貸	借	対	照	表										
損	益	計	算	書										
株	主	資	本	等	変	動	計	算	書					
個	別	注	記	表										
連	結	計	算	書	類	に	係	る	会	計	監	査	報	告
計	算	書	類	に	係	る	会	計	監	査	報	告		
監	査	役	会	の	監	査	報	告						

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による金融・財政政策の効果を背景にして、企業収益の改善や株価の上昇が継続され、貿易収支赤字も改善に向かいましたが、消費税引き上げの影響もあり、国内消費回復の遅れが見られました。一方、海外では、米国経済の回復が見られ、ドル高が急速に進みましたが、新興国経済の成長鈍化や特定地域における紛争など、先行き不透明な情勢が続きました。

当社グループを取り巻く国内食品業界では、円安による原料価格上昇が継続し、厳しい事業環境が続きました。

この様な状況の中、当社グループは新中期経営計画「ルネサンス不二2016」を策定し、「グローバル経営の推進・加速」「技術経営の推進・加速」「サステナブル経営の推進・加速」を基本方針として、顧客ニーズに即した製品開発、高機能素材の供給、生産コストの削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は2,719億3百万円（前期比7.5%増）、営業利益は142億11百万円（前期比6.8%減）、経常利益は134億5百万円（前期比9.4%減）、当期純利益は93億30百万円（前期比14.3%増）となりました。

事業区分	第 86 期 (平成26年3月期)		第 87 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)		対前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
油 脂	百万円 95,206	% 37.6	百万円 104,838	% 38.6	百万円 9,632	% 10.1
製菓・製パン素材	118,583	46.9	127,631	46.9	9,047	7.6
大豆たん白	39,213	15.5	39,433	14.5	219	0.6
合計	253,004	100.0	271,903	100.0	18,899	7.5

前連結会計年度までは、連結子会社であります不二製油（張家港）有限公司を「油脂」に含めておりましたが、同社における「製菓・製パン素材」の量的な重要性が増したため、各報告セグメントの経営成績の実態をよりの確に把握することを目的に、当連結会計年度より同社の業績を「油脂」及び「製菓・製パン素材」の報告セグメントに区分する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

（油脂事業）

国内では、業務用斗缶を中心とした調合油の販売数量が減少しましたが、ヤシ油・パーム油・チョコレート用油脂の販売数量増加及び販売価格上昇により、増収となりました。

海外では、米国・東南アジア・中国におけるチョコレート用油脂の販売数量が増加し、全体的な販売価格上昇と円安による円換算額の増加も寄与して、増収・増益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は1,048億38百万円（前期比10.1%増）、セグメント利益（営業利益）は53億26百万円（前期比18.5%増）となりました。

（製菓・製パン素材事業）

国内では、チョコレートは、スイートチョコ・アイスコーティングチョコ・成型チョコの販売数量が増加して増収となりました。クリーム・フィリングは増収、マーガリン・調製品は減収となりましたが、製菓・製パン素材部門全体の売上高は増収となりました。採算面では、全般的に原料価格が上昇し、減益となりました。

海外では、チョコレートは、東南アジアでの販売が好調に推移しました。クリームは、東南アジアでの販売が増加し、マーガリン・ショートニング・フィリングは、中国・東南アジアで販売が増加しました。全体の売上高は増収となりましたが、日本向けの調製品の販売数量減と採算悪化により減益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は1,276億31百万円（前期比7.6%増）、セグメント利益（営業利益）は86億74百万円（前期比10.8%減）となりました。

（大豆たん白事業）

大豆たん白素材は、食肉・健康食品・水産市場・惣菜・加工食品・発酵培地用途の販売数量が減少し、減収となりました。大豆たん白機能剤は、飲料・加工食品用途が増加して増収となりました。大豆たん白食品は、即席麺・給食・水産市場用途が減少して減収となりました。豆乳は、新製品の販売が寄与して増収となり、大豆たん白部門全体は増収となりました。利益面では、大豆たん白素材と大豆たん白食品が販売減と原料価格上昇の影響により減益となり、大豆たん白機能剤が増益となりましたが、大豆たん白部門全体は減益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は394億33百万円（前期比0.6%増）、セグメント利益（営業利益）は2億10百万円（前期比79.3%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度における設備投資額は111億55百万円であり、その主な内容は当社のチョコレート生産設備の能力増などであります。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 84 期 (平成24年 3 月期)	第 85 期 (平成25年 3 月期)	第 86 期 (平成26年 3 月期)	第 87 期 (当連結会計年度) (平成27年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	236,594	232,161	253,004	271,903
経 常 利 益 (百万円)	13,017	13,847	14,798	13,405
当 期 純 利 益 (百万円)	8,290	8,336	8,164	9,330
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	96.44	96.98	94.98	108.55
総 資 産 (百万円)	183,862	197,142	202,206	223,625
純 資 産 (百万円)	109,464	121,534	135,124	150,813
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,205.49	1,342.25	1,490.00	1,693.76

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ト ー ラ ク 株 式 会 社	90 百万円	100.0 %	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	100.0	大豆たん白食品の製造・販売
株式会社フジサニーフーズ	99	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	100.0	大豆たん白食品の製造
不二神戸フーズ株式会社	10	100.0	大豆たん白食品の製造
株式会社エフアンドエフ	20	60.0	チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	65.0	倉庫業
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	250	52.0	倉庫業
オ ー ム 乳 業 株 式 会 社	90	100.0	乳製品・生クリームの製造・販売
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	US\$11,741千	— (100.0)	食用油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.	US\$9,768千	— (100.0)	調製品等の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.	RM54,000千	— (100.0)	食用油脂の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US\$100,000千	100.0	持株会社
FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$101,500千	2.1 (100.0)	食用油脂の製造・販売
F U J I O I L E U R O P E	EUR17,900千	99.3 (100.0)	食用油脂の製造・販売
NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.	PP507,000千	86.7	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	THB730,000千	— (90.0)	食用油脂の製造・販売
P T . F R E Y A B A D I I N D O T A M A	Rph49,039,658千	— (51.0)	チョコレート製品の製造・販売
不二製油（張家港）有限公司	RMB¥273,480千	58.1	食用油脂、製菓・製パン原材料の製造・販売
不二製油（張家港保税区）有限公司	RMB¥12,420千	92.0	倉庫業
山東龍藤不二食品有限公司	RMB¥74,640千	76.0	大豆たん白食品の製造・販売
吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	90.0	大豆たん白製品の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB¥91,325千	100.0	大豆たん白製品の製造・販売
上海旭洋綠色食品有限公司	RMB¥33,427千	95.0	豆腐・大豆関連製品の製造・販売
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.	US\$68,512千	100.0	食用油脂、製菓・製パン原材料の卸売

(注) () 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

我が国経済は、政府による金融・財政政策といった、いわゆるアベノミクスの効果がようやくあらわれ、企業収益の改善や株価の上昇が継続され、個人消費も上向きつつあります。海外においては、米国経済の回復が見られるものの、欧州の金融不安や新興国経済の成長鈍化、特定地域における紛争など、先行き不透明な情勢が続くものと思われまます。食品業界は円安等による原料価格上昇分をすべて価格転嫁できる状況になく、厳しい事業環境が続くものと予想されます。

当社グループは、技術イノベーションによりグローバルで存在感を示す規模と利益率を確保し、健康と豊かさ・美味しさに貢献する企業グループとなるために、2030年の「ありたい姿」、2020年の「あるべき姿」を描き、それらの実現に向けた今後3年間の活動計画として、ローリング中期経営計画「ルネサンス不二2017」（2015年4月～2018年3月）を策定しております。基本方針であるグローバル経営、技術経営、サステナブル経営の推進・加速を継続し、強化してまいります。中でもグローバル経営をさらに深化するために、グループ本社制移行によるエリアへの権限委譲と経営のスピードアップを図ります。

また、油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の各事業における成長戦略、収益構造改革、サプライチェーンの構築を行うことで、事業体質の強化を図ってまいります。

更に、昨年度より進めているM&A、アライアンスの着実なる実績化と更なる展開、生産拠点新設、能力増による数量の拡大に加え、全社業務プロセス改革、グローバル人材の育成、人事制度改革による経営基盤の強化を図り、持続的な成長を目指してまいります。

また、安全・品質・環境を最優先することを経営の前提として、コンプライアンスの徹底、内部統制システム、リスク管理体制の充実を図り、食品メーカーとして全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 店：大阪府泉佐野市住吉町1番地
本 社 事 務 所：大阪府泉佐野市住吉町1番地
支 社：東京都港区三田三丁目5番27号
支店・営業所：札幌・名古屋・大阪・福岡
事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）
・たん白食品つくば（茨城県）・石川
研 究 所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

② 子会社の主要な事業所（国内）

油 脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）・千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社（千葉県）
製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・株式会社フジサニーフーズ（大阪府）・株式会社エフアンドエフ（大阪府）・オーム乳業株式会社（福岡県）
大豆たん白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）・不二神戸フーズ株式会社（兵庫県）

③ 子会社の主要な事業所（海外）

油 脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール)・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. (マレーシア)・FUJI SPECIALTIES, INC. (アメリカ)・FUJI VEGETABLE OIL, INC. (アメリカ)・FUJI OIL EUROPE (ベルギー)・NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP. (フィリピン)・不二製油(張家港)有限公司(中国)・不二製油(張家港保税区)有限公司(中国)・FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD. (タイ)・FUJI OIL ASIA PTE. LTD. (シンガポール)
製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. (シンガポール)・PT. FREYABADI INDOTAMA (インドネシア)・FUJI OIL ASIA PTE. LTD. (シンガポール)・不二製油(張家港)有限公司(中国)
大豆たん白：山東龍藤不二食品有限公司(中国)・吉林不二蛋白有限公司(中国)・天津不二蛋白有限公司(中国)・上海旭洋綠色食品有限公司(中国)

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,367名（588名）	41名減（23名減）

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,187名（220名）	16名増（－）	42.1歳	18.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,470百万円
農林中央金庫	2,230
三井住友信託銀行株式会社	1,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 18,690名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	20,983 千株	24.41 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,381	5.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,574	4.16
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,639	3.07
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,875	2.18
農 林 中 央 金 庫	1,825	2.12
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,758	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託退給口）	1,739	2.02
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,600	1.86
不 二 製 油 取 引 先 持 株 会	1,461	1.70

(注) 持株比率は自己株式（1,609千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	海老原 善 隆	
代表取締役社長	清 水 洋 史	マーケティング本部長
取締役常務執行役員	寺 西 進	財務本部長兼情報開示担当
取締役常務執行役員	前 田 裕 一	研究開発本部長兼つくば研究開発センター長
取締役常務執行役員	内 山 哲 也	生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生産担当
取締役常務執行役員	西 村 一 郎	阪南事業所長
取締役常務執行役員	久 野 貢	グローバル戦略本部長兼リスク・コンプライアンス担当兼不二製油（張家港）有限公司董事長
取締役常務執行役員	小 林 誠	人事総務本部長兼熊取研修所長
取締役常務執行役員	木 本 実	事業本部長、上海旭洋綠色食品有限公司董事長、深圳旭洋綠色食品有限公司董事長、山東龍藤不二食品有限公司董事長
取締役常務執行役員	吉 田 友 行	FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長
取締役執行役員	池 田 正 史	営業本部長兼東京支社長
取 締 役	三 品 和 広	神戸大学大学院経営学研究科教授、株式会社ニチレイ社外取締役
常 勤 監 査 役	岩 朝 央	
常 勤 監 査 役	古 城 茂 穂	
監 査 役	松 本 稔	松本公認会計士事務所所長
監 査 役	江 名 昌 彦	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー、ジャパンフーズ株式会社社外監査役、プリマハム株式会社社外監査役、Dole International Holdings 株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 三品和広氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 松本稔および監査役 江名昌彦の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は松本稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 松本稔氏は、松本公認会計士事務所所長の職に就いており、計算書類等の作成、監査の専門的経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の役員の担当および重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。
監査役 江名昌彦氏は、平成26年6月16日付で株式会社日本アクセス社外監査役を退任、平成27年3月3日付で株式会社CFI社外監査役を退任しております。
5. 事業年度末日後の役員の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。
平成27年4月1日付

変更前の地位、担当および重要な兼職の状況	氏 名	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	海 老 原 善 隆	取 締 役 会 長
取締役常務執行役員グローバル戦略本部長兼 リスク・コンプライアンス担当兼不二製油 (張家港) 有限公司董事長	久 野 貢	取締役専務執行役員管理本部長兼情報 開示担当兼リスク・コンプライアンス 担当
取締役常務執行役員FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長	吉 田 友 行	取締役専務執行役員グローバル戦略本 部長
取締役常務執行役員経理本部長兼情報 開示担当	寺 西 進	取締役社長補佐
取締役常務執行役員研究開発本部長兼 つくば研究開発センター長	前 田 裕 一	取締役常務執行役員研究本部長兼つく ば研究開発センター長
取締役常務執行役員生産管理本部長兼 安全・品質・環境担当兼生産担当	内 山 哲 也	取締役社長補佐
取締役常務執行役員阪南事業所長	西 村 一 郎	取締役社長補佐
取締役常務執行役員人事総務本部長兼 熊取研修所長	小 林 誠	取締役常務執行役員変革担当兼生産管 理本部長兼阪南事業所長兼安全・品 質・環境担当
取締役常務執行役員事業本部長、上海 旭洋綠色食品有限公司董事長、深圳旭 洋綠色食品有限公司董事長、山東龍藤 不二食品有限公司董事長	木 本 実	取締役常務執行役員事業本部長、深圳 旭洋綠色食品有限公司董事長
取締役執行役員営業本部長兼東京支社 長	池 田 正 史	取締役社長補佐

- ② 当事業年度中に退任した取締役
 山中敏正、中村修、岡本和三および高木茂の各氏は、平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
- ③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (1名)	341百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	20名 (3名)	387百万円 (18百万円)

- (注) 1. 上記取締役の員数には、平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には以下のものが含まれております。
 当事業年度における取締役賞与の支給予定額67百万円(ただし、取締役11名とする。なお、社外取締役1名および監査役4名は賞与の支給対象外とする。)
4. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において年額6億円以内(うち社外取締役は年額3,000万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与は含まないものとします。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額6,000万円以内(うち社外監査役は年額1,500万円以内)と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 三品和広氏は、神戸大学大学院経営学研究科教授を兼任しております。当社は神戸大学に寄付を行っておりますが、その寄付額は僅少であります。
 - ・監査役 松本稔氏は、松本公認会計士事務所所長を兼務しておりますが、当社は松本公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
 - ・監査役 江名昌彦氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサーを兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 三品和広氏は、株式会社ニチレイの社外取締役を兼務しておりますが、当社は株式会社ニチレイとの間に主要な製品取引および物流委託の取引があります。
 - ・監査役 松本稔氏は、他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況は特にありません。

- ・ 監査役 江名昌彦氏は、ジャパンフーズ株式会社、プリマハム株式会社、Dole International Holdings株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は、プリマハム株式会社との間に主要な製品取引等の取引関係があります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役三品和広	18回	100%	—	—
監査役松本稔	18回	100%	12回	100%
監査役江名昌彦	18回	100%	12回	100%

- ・ 取締役会における発言状況
当事業年度中、取締役会は合計18回開催いたしました。取締役 三品和広氏は、18回の取締役会のうち、18回出席し、経営全般の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営監視機能を十分に発揮いたしました。
 - 監査役 松本稔氏は、18回の取締役会のうち、18回出席し、主に公認会計士としての見地から適宜質問を行い、また意見を表明するなど監査機能を十分に果たしました。
 - 監査役 江名昌彦氏は、18回の取締役会のうち、18回出席し、主に財務・会計の見地から適宜意見を表明するなど監査機能を十分に果たしました。
 - ・ 監査役会における発言状況
当事業年度中、監査役会は合計12回開催いたしました。監査役 松本稔氏は、12回の監査役会のうち、12回出席し、監査役 江名昌彦氏は12回出席いたしました。なお、監査役 松本稔氏は、主に公認会計士としての企業会計に関する見地から発言を行い、監査役 江名昌彦氏は、主に財務・会計の見地から、それぞれ発言を行いました。各社外監査役は、監査役会で定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席および重要事項の閲覧を行うとともに常勤監査役より主要各部門や事業所およびその子会社等の調査報告を受けております。
- ニ. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 三品和広氏、監査役 松本稔氏、監査役 江名昌彦氏のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード・ジョブ業務」、「グループ統一システム構築支援業務」および「持株会社化検討支援業務」に対し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案として提出することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役および使用人は「安全・品質・環境」を最優先することを経営の前提に「経営基本方針」「不二製油グループ行動規範」に則り行動するものとする。
 - 2) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメントおよびコンプライアンスについて包括的な取り組みを行うこととする。「リスク・コンプライアンス委員会」は、定期的にリスクおよびコンプライアンスについてそれぞれレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。
 - 3) 当社は、コンプライアンスの強化促進を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」の下位会議体として「コンプライアンス推進会議」を設置するとともに本体各部門およびグループ各社を網羅するコンプライアンス推進委員を選任する。コンプライアンス推進委員は、各部門およびグループ各社で発生したコンプライアンス関連の事象を取りまとめの上、3か月に1度の頻度で定期的に開催する「コンプライアンス推進会議」にて報告し、さらに組織的な取り組みが必要な事項については協議し「リスク・コンプライアンス委員会」に提言を行う。また、「コンプライアンス推進委員会」はコンプライアンス教育および研修等の企画と実施を通じてコンプライアンスや不二製油グループ行動規範に反する行為の発生を防止し良き企業風土の定着に貢献する。
 - 4) 当社においてコンプライアンスや不二製油グループ行動規範に反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「社内通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図る。また、海外のグループ会社に対しては、多言語対応の通報窓口を設置し、不二製油グループ全体でのコンプライアンス体制の強化を図る。
 - 5) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。
 - 6) 当社は、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し社長に結果を報告する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、社長および経営会議の諮問機関である「リスク・コンプライアンス委員会」が、リスクマネジメントの観点から「不二グループ リスク・クライシス管理規程」および職務分掌規程に基づいた職制上のリスク管理に加え、組織を横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行う。各リスクの責任者は、不二グループ全体のリスククライシスへの備えと継続的改善を行う。なお、2013年度より、「不二グループ リスク・クライシス管理規程」の下位規程として、不二グループの緊急事態における対策を具体化した「緊急事態における対応体制に関する規程」を新設し、クライシス対応についての一層の強化を図ることとした。「リスク・コンプライアンス委員会」は、定期的にリスクおよびコンプライアンスについてそれぞれレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。
- 2) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「安全・品質・環境委員会」を設置し、グループ経営の基盤を確固たるものにするを目的として「企業活動による人的・物的危害の防止」「製品による顧客への危害の防止」「生産活動による環境負荷の低減」に関して中期的な方針・施策の立案、決定、推進を行い、経営資源の適正な配分、グループ全体のモニタリングを行う。「安全・品質・環境委員会」は定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。また、「安全衛生管理規程」を定め、ISO9001、ISO14001の実践的活用を図る。
- 3) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「企業風土委員会」を設置し、企業風土の醸成および推進を通し、内部統制における統制環境の基盤作りに寄与することを目的とし、中期的な方針・施策を立案、決定の上、各種活動を行う。「企業風土委員会」は、定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、意思決定の迅速化のため「職務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程を整備し、権限・責任を明確にするとともに、重要事項については、原則として毎月2回開催される会長、社長、取締役専務執行役員および取締役常務執行役員をメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。
- 2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告を行う。
- 3) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。

- 4) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。
- 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の窓口部署と主管責任者を定める。当社は、グループ会社に対し、「グループ会社管理規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行うことを義務付ける。
 - 2) 当社は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二グループ行動規範」「不二グループ リスク・クライシス管理規程」が適切に実施されるよう助言指導するとともに、グループ会社全体のリスクおよびコンプライアンスを管理するため、企業規模や組織体制等に応じた適切なリスク管理体制およびコンプライアンス体制を構築させる。
 - 3) 内部監査室および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査し、是正が必要な場合には助言、勧告を行うとともに、監査結果を当該グループ会社社長および当社社長に報告する。
 - 4) 当社は、「グループ会社管理規程」および他関連規程により、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織等に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- 6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、取締役と協議の上、必要とする監査役を補助すべき使用人をおくことができる。この場合当該使用人は専任とし、人事考課は監査役が行い異動には監査役の同意を得るものとする。
- 7 監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
 - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
 - ③ 行動規範に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
 - ④ その他上記に準じる事項
 - 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - 4) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
 - 5) 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。

- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室、会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。
 - 4) 当社は、監査役がその職務の執行に関して、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- 9 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われれます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全・品質・環境を最優先する。”を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案

するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、会社法上の株主総会における株主の皆様の意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取組み（概要）

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、2014年度から中期経営計画をローリング方式に改め、環境変化に迅速に対応するため向こう3ヵ年を検証し、中期経営計画を毎年更新することといたしました。ローリング中期経営計画「ルネサンス不二2017」（2015年4月～2018年3月）は、昨年策定の「ルネサンス不二2016」の基本方針を継続、事業戦略をより加速してまいります。当社の強みとする植物性の油脂と大豆たん白を基礎原料とした「ものづくり」、顧客を第一に社会の中で価値化するための「ものがたり＝ことづくり」、そして持続可能な経営に不可欠な「人づくり」にも重点を置き、健康と豊かさ・美味しさに貢献する企業グループを目指しております。

昨年に引き続きグローバル経営、技術経営、サステナブル経営の継続と強力な推進という方針のもと、「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を実現し、グループ一丸となって、より一層の企業価値の向上、株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月7日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、第82回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。その後、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定し、平成25年6月26日開催の第85回定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ました。本プランの旧プランからの主な変更点は、対抗措置の発動判断のほか大量取得行為に関する当社株主の皆様の意思を確認することができることとしましたことです。

本プランは、当社が発行者である株券等について、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付

け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。) または、③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。)を適用対象といたします。本プランは、これらの大量取得行為が行われる場合に、大量取得行為を行おうとする者(以下「大量取得者」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、上記の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大量取得行為を行う大量取得者には、大量取得行為に先立ち、大量取得行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大量取得者に対し、提出を求める情報を記載した買付説明書の書式を交付いたします。大量取得者には、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提出していただくこととします。大量取得行為の提案があった事実および提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、大量取得者から情報提供が十分になされたと認めた場合には、原則として60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大量取得行為の場合)を取締役会評価期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大量取得行為の内容の評価・検討等を行い、必要に応じ、大量取得者との間で大量取得行為の内容を改善させるための協議・交渉を行います。

(i)大量取得者が本プランに定める手続を遵守しない場合、(ii)大量取得行為が、上記基本方針に反し、本プランの定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう事項に該当する場合、(iii)大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合のいずれかに該当すると当社取締役会が判断した場合を除き、対抗措置を発動するか否かについては、原則として会社法上の株主総会において株主の皆様判断していただきます。但し、前記(i)または(ii)に該当する場合には、取締役会の判断により対抗措置を発動する場合があります。対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。また、当社取締役会は、前記(i)または(ii)に該当する場

合に準ずると判断する場合には、株主総会において大量取得者等に対して買付行為等
の中止を求める決議を行う等、当該大量取得行為に関する株主の皆様の意思を確認で
きるものとします。

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、
特定株主グループに属する者による権利行使が認められないという行使条件、および
当社が特定株主グループに属する者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取
得することができる旨の取得条項が付されており、当社取締役会が定めた1円以上の
額を払い込むことにより行使し、当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を取
得することができます。

本プランの有効期間は、第85回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年
度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了
前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、
または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プ
ランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合には、株主の皆
様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、仮に
新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主の皆様が新株予約権行使の手
続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が
当社株式を対価として新株予約権の無償取得を行った場合、株式の希釈化は生じ
ません。）

なお、本プランの詳細については、当社のインターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>)に掲載する平成25年5月9日付プレスリ
リースをご覧ください。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に
向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また本プランは、前
述の記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、
かつ、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入された
ものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当連結会計年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成26年3月31日)	科 目	当連結会計年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産	118,556	109,476	流動負債	57,902	51,694
現金及び預金	12,789	14,651	支払手形及び買掛金	23,914	21,569
受取手形及び売掛金	54,565	48,349	短期借入金	14,712	19,727
商品及び製品	21,868	20,556	コマーシャル・ペーパー	2,000	—
原材料及び貯蔵品	23,290	20,840	一年内償還予定社債	5,000	20
繰延税金資産	1,186	1,419	未払法人税等	1,469	2,234
その他	4,948	3,744	賞与引当金	2,009	1,894
貸倒引当金	△92	△85	役員賞与引当金	58	60
固定資産	105,069	92,729	その他	8,738	6,188
有形固定資産	81,845	75,930	固定負債	14,909	15,387
建物及び構築物	28,820	28,966	社債	—	5,000
機械装置及び運搬具	30,284	28,221	長期借入金	7,855	4,192
土地	15,987	15,951	繰延税金負債	4,767	2,270
建設仮勘定	5,350	1,584	役員退職慰労引当金	32	28
その他	1,402	1,205	退職給付に係る負債	1,668	3,280
無形固定資産	1,311	1,119	その他	585	614
投資その他の資産	21,912	15,678	負債合計	72,812	67,082
投資有価証券	17,283	12,763	純 資 産 の 部		
退職給付に係る資産	1,074	—	株主資本	133,253	124,621
繰延税金資産	414	135	資本金	13,208	13,208
その他	3,333	2,971	資本剰余金	18,324	18,324
貸倒引当金	△193	△192	利益剰余金	103,467	94,835
資産合計	223,625	202,206	自己株式	△1,747	△1,746
			その他の包括利益累計額	12,341	3,458
			その他有価証券評価差額金	6,728	3,585
			繰延ヘッジ損益	479	79
			為替換算調整勘定	5,716	379
			退職給付に係る調整累計額	△583	△586
			少数株主持分	5,218	7,044
			純資産合計	150,813	135,124
			負債純資産合計	223,625	202,206

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	(ご参考)
	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売上高	271,903	253,004
売上原価	224,434	205,229
売上総利益	47,469	47,774
販売費及び一般管理費	33,258	32,533
営業利益	14,211	15,241
営業外収益	704	686
受取利息及び配当金	300	302
その他	404	384
営業外費用	1,511	1,130
支払利息	343	455
その他	1,167	675
経常利益	13,405	14,798
特別利益	274	882
投資有価証券売却益	—	79
受取配当金	240	802
その他	33	—
特別損失	396	1,800
固定資産処分損失	224	114
減災による損失	—	455
その他	—	1,121
その他	172	108
税金等調整前当期純利益	13,282	13,880
法人税、住民税及び事業税	3,413	4,567
法人税等調整額	163	710
少数株主損益調整前当期純利益	9,705	8,601
少数株主利益	374	436
当期純利益	9,330	8,164

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,208	18,324	94,835	△1,746	124,621
会計方針の変更による 累積的影響額			1,536		1,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,208	18,324	96,371	△1,746	126,158
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,234		△2,234
当 期 純 利 益			9,330		9,330
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	7,095	△0	7,095
当 期 末 残 高	13,208	18,324	103,467	△1,747	133,253

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,585	79	379	△586	3,458	7,044	135,124
会計方針の変更による 累積的影響額							1,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,585	79	379	△586	3,458	7,044	136,660
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,234
当 期 純 利 益							9,330
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	3,143	399	5,337	2	8,883	△1,826	7,057
当 期 変 動 額 合 計	3,143	399	5,337	2	8,883	△1,826	14,152
当 期 末 残 高	6,728	479	5,716	△583	12,341	5,218	150,813

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 25社
- ・主要な連結子会社の名称 トーラク株式会社
株式会社フジサニーフーズ
FUJI OIL ASIA PTE. LTD.
FUJI VEGETABLE OIL, INC.
FUJI OIL EUROPE

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 石川サニーフーズ株式会社
不二富吉（北京）科技有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 4社
- ・主要な会社等の名称 正義股份有限公司
PT. MUSIM MAS-FUJI
INTERNATIONAL OILS & FATS LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 石川サニーフーズ株式会社
株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、連結子会社でありました深圳旭洋綠色食品有限公司は、出資持分の譲渡契約を締結したため、同社を連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI OIL ASIA PTE. LTD.、FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.、WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.、FUJI VEGETABLE OIL, INC.、FUJI OIL EUROPE他11社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、主として定率法によっております。但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子会社では定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定額法による費用処理をしております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

② 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

③ 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が718百万円増加、退職給付に係る負債が1,668百万円減少し、利益剰余金が1,536百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(追加情報)

取得による企業結合

当社は、平成27年3月13日開催の臨時取締役会において、当社の非連結子会社であるFUJI ÓLEOS AMÉRICA DO SUL IMPORTAÇÃO, SERVIÇOS E COMÉRCIO DE PRODUTOS ALIMENTÍCIOS E PARTICIPAÇÕES LTDA. (以下、Fuji Oil South America社)を通じて、HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA. (以下、Harald社)の発行済普通株式の83.3%を取得することを決議し、株式譲受契約を締結しております。

① 企業結合の概要

イ. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

名称 HARALD INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE ALIMENTOS LTDA.

取得する事業の内容 業務用チョコレートの開発・製造・販売に関する事業

ロ. 企業結合を行う主な理由

Harald社は、多種多様な業務用チョコレート製品の製造・販売を行うブラジル最大手の業務用チョコレート製造企業であり、業務用チョコレート事業に精通した経営陣の下、ブラジル国内のベーカリーショップ約7万店を顧客に持つほか、大手製菓・製パンメーカー、チョコレート製品専門店、キャッシュアンドキャリー等の大手小売店、ホテル・レストラン等の幅広い販売ネットワークに支えられた強固な営業基盤を有しております。また、同社製品ブランドは長年ブラジルの人々に信頼とともに幅広く認知されており、ブラジル国内においては他社を圧倒するシェアを有しております。

今回のHarald社の株式取得により、今後著しい経済成長が見込まれる中南米域内で最大の人口を擁するブラジルの業務用チョコレート市場を拠点とした中南米戦略を構築してまいります。また、当社が得意とするチョコレートの機能を向上させるための油脂技術をHarald社に導入し更に高品質かつ高機能なチョコレート製品を市場へと展開することで、新たなチョコレート市場を創出しトップシェアを維持するだけでなく更なる成長を見込むことが可能となります。更に、当社の有するチョコレート以外のクリームやチーズ類等の製菓・製パン向け製品や大豆由来の製品等、幅広い製品をHarald社が有する販売網、強固なブランド力を利用してワンストップで同国顧客に提供することで、更に顧客満足度を高め、Harald社製品のブランド力強化及び競合他社との差別化を図ってまいります。

ハ. 企業結合日

2015年前半の買収完了の予定

ニ. 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

ホ. 企業結合後の企業の形態及び名称

当社子会社 (Fuji Oil South America社) により取得する予定であります。

ヘ. 取得した議決権の比率

83.3% (予定)

ト. 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とする株式の取得であるため。

② 取得する事業の取得原価及びその内訳

240億円（概算額）

③ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

建物及び構築物 297百万円

土地 312百万円

計 610百万円

② 担保に係る債務

短期借入金 586百万円

長期借入金 14百万円

計 600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 179,553百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物及び構築物39百万円、機械装置及び運搬具102百万円、土地4百万円、その他1百万円）が控除されております。

(4) 偶発債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対する債務保証

PT. MUSIM MAS-FUJI 613百万円※

※ 上記のうち122百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

(5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 受取保険金

平成25年11月にフィリピン中部を襲った平成25年台風30号により被害を受けた連結子会社NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORPORATION（フィリピン・レイテ島）におけるたな卸資産及び固定資産については、保険が付保されており、確定額との差額として受取った保険金を計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	一千株	一千株	87,569千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,609千株	0千株	一千株	1,609千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年6月24日開催の第86回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,117百万円
- ・ 1株当たり配当額 13.00円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月25日

ロ. 平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,117百万円
- ・ 1株当たり配当額 13.00円
- ・ 基準日 平成26年9月30日
- ・ 効力発生日 平成26年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成27年6月23日開催予定の第87回定時株主総会において次のとおり決議いたします。

- ・ 配当金の総額 1,461百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 17.00円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月24日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通貨関連では原則として外貨建債権債務の残高及び成約高の範囲内で為替予約取引を利用することとしております。金利関連では将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、対象となる債務の残高の範囲内で金利スワップを利用することとしております。また、商品関連では主として成約高の範囲内で先物予約を利用しております。なお、投機を目的とした取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。原料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。長期の資金調達の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引のうち、通常の営業取引に係る為替予約取引は担当部門ごとに、また、食料の先物取引は原料調達部門において、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに基づき行っております。ポジション管理はそれぞれの部門ごとに行っておりますが、経理部門において取引状況、残高及び評価損益をチェックする体制をとっております。なお、全体のポジションについては、定期的に、取締役会等に報告しております。金利スワップ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としております。通貨関連、商品関連及び金利関連ともに、取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手銀行、商社あるいは取引所会員を相手として取引を行っているため、契約が履行されないことによる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する正味の債権・債務の純額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次に含めておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,789	12,789	—
(2) 受取手形及び売掛金	54,565	54,565	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	14,920	14,920	—
資産計	82,275	82,275	—
(1) 支払手形及び買掛金	23,914	23,914	—
(2) 短期借入金	12,747	12,747	—
(3) コマーシャル・ペーパー	2,000	2,000	—
(4) 社債	5,000	5,008	△8
(5) 長期借入金(※1)	9,820	9,840	△19
負債計	53,482	53,510	△27
デリバティブ取引(※2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	716	716	—
デリバティブ計	453	453	—

(※1) 長期借入金は、1年内返済予定長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づいて算定しております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- (注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,362百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,693円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 108円55銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (平成26年3月31日)	科 目	当事業年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産	63,875	60,518	流動負債	33,225	26,935
現金及び預金	2,063	3,303	支払手形	91	100
受取手形	1,725	1,602	買掛金	13,541	10,896
売掛金	36,108	32,344	短期借入金	3,030	3,830
商品及び製品	13,568	13,241	コマースャル・ペーパー	2,000	-
原材料及び貯蔵品	7,364	7,553	一年内償還予定社債	5,000	-
前渡金	264	207	一年内返済予定長期借入金	1,000	4,780
前払費用	452	365	リース債務	49	44
繰延税金資産	543	717	未払金	2,865	1,223
その他	2,015	1,334	未払法人税等	609	1,587
貸倒引当金	△230	△153	未払消費税等	698	73
固定資産	93,741	83,834	預り金	2,070	2,108
有形固定資産	44,362	42,975	未払費用	807	764
建物	15,095	15,290	賞与引当金	1,377	1,393
構築物	2,430	2,668	役員賞与引当金	40	60
機械及び装置	10,386	10,187	その他	42	75
車両及び運搬具	8	9	固定負債	8,610	10,174
工具、器具及び備品	898	745	社債	-	5,000
土地	13,961	13,961	長期借入金	5,000	3,000
建設仮勘定	1,581	112	リース債務	80	89
無形固定資産	706	536	退職給付引当金	482	1,076
投資その他の資産	48,671	40,322	繰延税金負債	2,961	767
投資有価証券	14,005	9,879	その他	85	240
関係会社株式	20,972	18,979	負債合計	41,835	37,110
関係会社出資金	7,602	6,502	純 資 産 の 部		
長期貸付金	4,006	4,851	株主資本	108,656	103,628
長期前払費用	408	548	資本金	13,208	13,208
その他	924	1,015	資本剰余金	18,324	18,324
貸倒引当金	△388	△492	資本準備金	18,324	18,324
投資損失引当金	△961	△961	利益剰余金	78,870	73,842
資産合計	157,617	144,353	利益準備金	2,017	2,017
			その他利益剰余金	76,852	71,824
			買換資産積立金	294	279
			配当準備積立金	2,250	2,250
			別途積立金	32,000	32,000
			繰越利益剰余金	42,308	37,294
			自己株式	△1,747	△1,746
			評価・換算差額等	7,125	3,614
			その他有価証券評価差額金	6,646	3,534
			繰延ヘッジ損益	479	79
			純資産合計	115,782	107,242
			負債純資産合計	157,617	144,353

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(ご参考) 前事業年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
売 上 高	148,251	141,286
売 上 原 価	121,620	113,049
売 上 総 利 益	26,630	28,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,056	17,735
営 業 利 益	8,574	10,501
営 業 外 収 益	903	976
営 業 外 費 用	540	548
経 常 利 益	8,937	10,929
特 別 利 益	132	423
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	80	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	52	343
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	79
特 別 損 失	947	1,063
固 定 資 産 処 分 損	206	110
関 係 会 社 株 式 評 価 損	569	696
減 損 損 失	—	83
関 係 会 社 事 業 再 構 築 損 失	—	173
そ の 他	172	—
税 引 前 当 期 純 利 益	8,122	10,289
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,153	3,430
法 人 税 等 調 整 額	242	415
当 期 純 利 益	5,727	6,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		買換資産 積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	13,208	18,324	18,324	2,017	279	2,250	32,000	37,294	73,842	△1,746	103,628
会計方針の変更による累積的影響額								1,536	1,536		1,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,208	18,324	18,324	2,017	279	2,250	32,000	38,830	75,378	△1,746	105,164
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△2,234	△2,234		△2,234
当 期 純 利 益								5,727	5,727		5,727
自己株式の取得										△0	△0
買換資産積立金の税率変更による増加					14			△14	—		—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	14	—	—	3,477	3,492	△0	3,491
当 期 末 残 高	13,208	18,324	18,324	2,017	294	2,250	32,000	42,308	78,870	△1,747	108,656

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,534	79	3,614	107,242
会計方針の変更による累積的影響額				1,536
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,534	79	3,614	108,778
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,234
当 期 純 利 益				5,727
自己株式の取得				△0
買換資産積立金の税率変更による増加				—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	3,111	399	3,511	3,511
当 期 変 動 額 合 計	3,111	399	3,511	7,003
当 期 末 残 高	6,646	479	7,125	115,782

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ③ デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法によっております。但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

退職給付に係る過去勤務費用、数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

イ. 会計方針の変更の内容及び理由 (会計基準等の名称)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

ロ. 遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

ハ. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1,828百万円増加、退職給付引当金が558百万円減少し、繰越利益剰余金が1,536百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

- ⑤ 投資損失引当金は、関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 会計処理方法の変更
該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

109,910百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円(建物37百万円、構築物2百万円、機械及び装置101百万円、車両及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地4百万円)が控除されております。

(4) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証

FUJI VEGETABLE OIL, INC.	4,642百万円
吉林不二蛋白有限公司	2,659百万円※
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	1,802百万円
FUJI OIL EUROPE	1,186百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	613百万円※
不二製油（張家港）有限公司	541百万円
天津不二蛋白有限公司	434百万円
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	172百万円
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	97百万円

取引保証

株式会社フジサニーフーズ	30百万円
--------------	-------

※上記の債務保証に対して、他社から再保証を受けている金額は以下のとおりであります。

吉林不二蛋白有限公司	265百万円
PT. MUSIM MAS-FUJI	122百万円

(5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	6,500百万円
② 長期金銭債権	3,992百万円
③ 短期金銭債務	5,301百万円

(7) 親会社株式の各表示区分別の金額

該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	19,184百万円
② 仕入高	54,174百万円
③ 営業取引以外の取引高	618百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,609千株	0千株	一千株	1,609千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)	
繰延税金資産	
未払事業税	77百万円
賞与引当金	455百万円
その他	247百万円
繰延税金資産小計	780百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	780百万円
繰延税金負債との相殺	△236百万円
繰延税金資産の純額	543百万円
(流動負債)	
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	236百万円
繰延税金負債合計	236百万円
繰延税金資産との相殺	△236百万円
繰延税金負債の純額	－百万円
(固定資産)	
繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,175百万円
関係会社貸倒引当金	107百万円
投資損失引当金	310百万円
上場株式評価損	74百万円
減損損失	332百万円
その他	92百万円
繰延税金資産小計	4,092百万円
評価性引当額	△3,725百万円
繰延税金資産合計	366百万円
繰延税金負債との相殺	△366百万円
繰延税金資産の純額	－百万円
(固定負債)	
繰延税金負債	
買換資産積立金	139百万円
その他有価証券評価差額金	2,665百万円
前払年金費用	522百万円
繰延税金負債合計	3,328百万円
繰延税金資産との相殺	△366百万円
繰延税金負債の純額	2,961百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	△0.1%
住民税均等割額	0.3%
試験研究費等の税額控除	△4.6%
税率変更に伴う影響	△0.4%
評価性引当額	△1.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が268百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29百万円、その他有価証券評価差額金額が279百万円、繰延ヘッジ損益が18百万円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主（会社等）	伊藤忠商事株式会社	253,448百万円	総合商社	被所有（直接24.4） （間接1.3）	原材料等の購入並びに当社製品の販売 製品の販売 役員の兼任	製品の販売	7,910	売掛金	1,454
						原材料等の購入	27,544	買掛金	1,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	トーラク 株式会社	90百万円	乳加工食品・ 豆乳製品の 製造・販売	100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	2,063 16	長期貸付金	2,063
子会社	株式会社 フジサニ ーフーズ	99百万円	食品卸売	100.0	営業上の取引	製品の販売 (注2)	9,568	売掛金	4,021
子会社	不二つくば フーズ株式 会社	99百万円	大豆たん白 食品の製造	100.0	たん白食品 つくば工場 の賃貸	工場の賃貸 (注3)	169	—	—
子会社	WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.	US\$9,768千	調整品等の 製造・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任	原材料等の 購入 (注2)	16,209	買掛金	982
子会社	吉林不二蛋白 有限公司	RMB¥172,000千	大豆たん白 製品の製 造・販売	90.0	—	債務保証 (注4)	2,659	—	—
子会社	FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.	THB730,000千	食用油脂の 製造・販売	90.0 (90.0)	役員の兼任	債務保証 (注4)	1,802	—	—
子会社	FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$101,500千	食用油脂の 製造・販売	100.0 (97.9)	役員の兼任	債務保証 (注4)	4,642	—	—

(注)「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()は間接所有割合であり、内数であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(注3) 工場の賃貸については、固定資産税評価額に基づいて、2年に一度交渉の上、賃貸料金額を決定しております。

(注4) 債務保証は主に銀行借入に対するものであり、取引金額は平成27年3月31日現在の残高であります。なお、吉林不二蛋白有限公司のうち265百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,346円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	66円63銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

平成27年5月8日

独立監査人の監査報告書

不二製油株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田安弘[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋和人[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

平成27年5月8日

独立監査人の監査報告書

不二製油株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 和人[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」に係る会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、定期的に会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5 月21日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤） 岩 朝 央 ㊟

監査役（常勤） 古 城 茂 穂 ㊟

社 外 監 査 役 松 本 稔 ㊟

社 外 監 査 役 江 名 昌 彦 ㊟

以 上